

令和 7 年 2 月 20 日

公示第 6 8 6 号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり改正する。

組合規約 第 5 0 条中「前条第 1 号から第 1 1 号までの方法により保有」を、
「前条第 1 号から第 1 0 号までの方法により保有」に改める。

組合規約 第 5 4 条、第 5 5 条、第 5 6 条の 2 及び第 5 6 条の 3 に規定する（別
表 3）を、次の表のように改正する。
（別表 3）

一部負担還元金等の自己負担限度額				
区分		高齢受給者		世帯全体
		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)	
現役並み	標準報酬月額 83 万円以上	25,000 円		25,000 円
	標準報酬月額 53 万円～79 万円	25,000 円		25,000 円
	標準報酬月額 28 万円～50 万円	25,000 円		25,000 円
一般	標準報酬月額 26 万円以下	25,000 円	25,000 円	25,000 円
低所得	I ・ II	25,000 円	25,000 円	25,000 円

低 所 得 I 一定の計算のもと、所得が 0 円となる場合等
低 所 得 II 市町村民税非課税等である被保険者

附則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 1 条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金、訪問看護療養付加金及び家族訪問
看護療養付加金の支給については、なお従前の例による。

2 月 20 日から
掲示期間 _____
3 月 31 日まで